

事務事業評価票〔市単独補助金〕 平成 28 年度

		担当課		産業政策課			
基本事項	補助金（事業）名	企業立地促進・雇用創出事業奨励金			整理番号	1213	
	根拠法令等	島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例			実施を義務付ける規定	☒ あり ☐ なし	
	関連する市勢振興計画の基本計画	章 第5章「農漁商観」が融合した活力ある産業をつくる▼	予算科目	7 款 1 項 2 目	☒ 継続 ☐ 新規		
		節 第3節 商工業の振興▼	区分	奨励・助成▼			
事業の概要等	補助金交付の対象（団体名等）	指定事業者			実施期間	☐ 昭和 ☒ 平成 24 年度から ☐ 昭和 ☒ 平成 未定 年度まで	
	事業の背景及び概要（現状、課題）、または交付団体の活動目的、活動内容など	島原市企業立地の促進及び雇用の創出に関する条例 第1条 この条例は、本市における企業の立地及び地場企業の拡大を促進するため、必要な奨励措置を講ずることにより、産業の振興及び雇用の創出を図り、もって本市経済の発展に資することを目的とする。					
	目指す成果 （交付対象団体等をどのような状態にしたいのか）	本制度に基づく奨励金の交付が、本市への企業立地や地場企業の規模拡大を促し、ひいては、本市全体への産業の振興と雇用の創出へと波及していくことを目指す。					
	補助金交付内容等 （積算基礎等）	要件：新設、改修の場合は、投下固定資産額2,500万円以上、かつ新規雇用者5人以上 増設、移設の場合は、投下固定資産額1,000万円以上、かつ新規雇用者1人以上 奨励措置：（立地奨励金）取得した物件にかかる固定資産税相当額以内。3年間 （施設整備奨励金）投下固定資産額に5～10%（新規雇用者数により）を乗じた額以内。取得時1回限り （土地家屋賃借奨励金）事業所賃借料に25%を乗じた額以内。3年間 （雇用奨励金）正規雇用者1人につき50万円、短時間雇用者1人につき25万円。雇用時1回限り					
事業費等の推移	年度		24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
	区分		実績	実績	実績	実績	予算額
	補助金交付額(千円)		108,393	99,953	47,236	33,436	8,382
	① 団体等事業費(千円)						
	② 歳入内訳(千円)	会費等					
		前年度繰越金					
		市補助金					
		その他の助成金					
その他の雑収入							
次年度繰越金(②-①)		0	0	0	0	—	
27 年度の当該団体等の事業費の主な内訳（市補助金が充当されていると思われるものから順に記載）（単位：千円）							
項 目		金 額	項 目		金 額		
補助金の使途についての特記事項等	本事業による奨励金の額は、投下固定資産額及び新規雇用者数に応じて算定しており、事業者の収入や事業費との相関関係はない。また、制度上、奨励金は4種類の制度の組み合わせで、各々の制度で支払時期が異なる。 従って、「事業費等の推移」「27年度の当該団体等の事業費の主な内訳」については奨励金に対応しない。						

○視点別分析		
視 点	現 状 分 析	説 明
① 助 成 事 業 の 効 果	☒ 意図した効果があがっている ☐ ある程度効果がある。 ☐ あまり効果がない ☐ 分析できない ☐ 事業効果は後年度	本事業により、24～27年度の4か年で延べ12社が指定を受け、事業所の新設、増設、移設、改修を行っている。これにより、約22億9400万円の投下固定資産額と168人の新規雇用が生じており、本市の経済振興と雇用の創出に大きな効果が得られている。
② 市 の 関 与 の 必 要 性	☒ 必要性は薄れていない ☐ 少し薄れている ☐ 薄れている ☐ 不明 ☐ 該当しない	配当や返済といった見返りを求めることなく、企業の立地と雇用創出に支援を行うことができるのは行政に限られている。また、県にも企業立地の奨励措置はあるが、本市の制度は県の制度の適用を受けられない小規模な事業にも適用できるようにしており、対象事業所もその恩恵を受けているところである。 従って、本市以外にこの制度を担うところはない。
③ 団 体 の 事 業 内 容 や 助成の在り方等の見直し 必要性	☒ 見直しの必要はない ☐ 検討の余地はある ☐ 見直しの必要あり	本市内外の事業所に本制度は周知されてきており、本制度は事業者には好評をもって迎えられている。また、本制度によりもたらされる事業効果は極めて大きいことから、制度の見直しは考えていないところである。
○総合評価と今後の方向性		
総 合 評 価	判 定	☒ A 継続(特段の見直しは行わない) B 見直しのうえで実施 ☐ B1 事業規模の拡大 ☐ B2 事業規模の縮小 ☐ B3 事業内容の改善 ☐ B4 その他の見直し ☐ C 休止(隔年実施など) → () ☐ D 廃止(終期の設定も含む) → () 休止・廃止の具体的方向性
	判 定 理 由	本事業は、企業の立地と地場企業の拡大を促進し産業振興と雇用の創出を図るもので、制度制定後、数多くの企業に利用され、事業拡大と新規雇用に大きく貢献していることから、今後ともこのまま継続していくことが妥当と思われる。
今後の課題と見直しの方向性(総合評価判定がB1～B4の場合)	課 題	
	見 直 し の 方 向 性	

判 定	A1特段の見直しを行わず、現行のまま継続
備 考	

判 定	▼
備 考	

(企業立地促進・雇用創出事業奨励金)